

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した被相続人とその介護にあたった同人の次女である申立人について、被相続人が要介護の認定を受けた平成29年6月から同人が亡くなった同年7月までの2か月について、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、それぞれ月額10万円の増額（合計40万円）が認められた事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1，申立人X2，申立人X3，申立人X4及び申立人X5（以下、申立人全員を合わせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（昭和〇年〇月〇日生まれ、以下「被相続人」という。）が平成29年7月〇日に死亡し、申立人らが被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
- (2) 申立人らの知る限り、申立人らが被相続人の全相続人であること。

### 2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

- (1) 損害項目：被相続人の日常生活阻害慰謝料（増額）  
金額：20万円  
損害期間：平成29年6月1日～平成29年7月26日
- (2) 損害項目：申立人X1の日常生活阻害慰謝料（増額）  
金額：20万円  
損害期間：平成29年6月1日～平成29年7月26日
- (3) 損害項目：一時立入費用（宿泊費）  
金額：6090円  
損害期間：平成23年8月13日

### 3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金40万6090円の支払義務があることを認める。

### 4 支払方法

（省略）

## 5 清算条項

申立人ら及び被申立人は、第3項に掲げる損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

## 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年2月24日

（仲介委員 小林 哲也）